

日時：平成 29 年 12 月 12 日（火）13：30～
場所：飯塚市役所 本庁 2 階 202・203 会議室

平成 29 年度 第 3 回 飯塚市国民健康保険運営協議会

次 第

- 1 開 会
- 2 市民環境部長あいさつ
- 3 議 事
 - (1) 平成 30 年度推計結果及び税率の試算について
 - (2) 国民健康保険税率改正に係る検討課題の整理について
 - (3) 国民健康保険税率の改正等について（答申案）
 - (4) 今後のスケジュールについて
 - (5) その他
- 4 閉 会

平成 29 年度 第 3 回
飯塚市国民健康保険運営協議会

資 料

- (1)平成30年度推計結果及び税率の試算について(資料1)
- (2)国保税率改正に係る検討課題の整理について(資料1)
- (3)国民健康保険税率の改正等について(答申案)(資料2)

日時:平成 29 年 12 月 12 日(火)13:30~

場所:飯塚市役所 本庁 2 階 202・203 会議室

飯塚市国民健康保険運営協議会

資料 1

【平成 30 年度推計結果及び税率の試算について】

【国保税率改正に係る検討課題の整理について】

飯塚市市民環境部医療保険課

平成 29 年 12 月 12 日

1. 平成30年度「国保事業費納付金」及び「標準保険料率」推計の概要

- 都道府県は、新制度の施行準備として、初めて平成30年度ベースの国保事業費納付金及び標準保険料率を算定。秋の試算では、追加公費(1,700億円)のうち一部(約1,500億円)を反映。
 ※ 暫定措置300億円のうち250億円は、第3回試算と同様に被保険者数に応じて按分するが、残る50億円については、秋の試算結果を踏まえて検討。
- 都道府県は、保険料の伸びの上限として定める一定割合を適用し、一定割合を超過する市町村に国の暫定措置及び都道府県繰入金、特例基金を活用して、激変緩和措置を講じる。
- 市町村は、都道府県の示す国保事業費納付金及び市町村標準保険料率を目安に、平成30年度の保険料(税)水準の検討を行う。また、市町村は、実際に保険料を賦課・徴収する立場から、被保険者の実感に配慮した激変緩和を検討する。

	平成28年11月	平成29年1月	平成29年7月
	第1回試算 (仮係数)	第2回試算 (確定係数)	第3回試算 (確定係数+一部更新)
対象予算	平成29年度予算ベース (見込みのため過大)		平成29年度予算ベース (実態に近い丈に縮小)
制度前提	現行制度 (市町村単位)		新制度 (都道府県単位)
追加公費	未反映		1,200億円
内訳	普通調整交付金	—	約300億円
	暫定措置	—	約250億円
	特別調整交付金	—	約100億円(子ども)
	保険者努力(都道府県)	—	約200億円
	保険者努力(市町村)	—	約300億円 (別途特調より200億円)
	特別高額医療費共同事業	—	約60億円

平成29年11月	平成30年1月
秋の試算 (仮係数)	算定 (確定係数)
平成30年度予算ベース	
新制度を前提 (都道府県単位)	
約1,500億円	約1,600億円
約300億円	同左
約250億円	約300億円
約100億円(子ども)	同左
約500億円	同左
約300億円 (別途特調より200億円)	同左
約60億円	同左

2. 市町村別1人当たり納付金額の仮算定結果【H29.11.22 福岡県提示】

No.	市町村名	H28納付金相当額 (決算ベース) A (円)	H30納付金額 (負担緩和前) B (円)	対28年度伸び率 B/A (%)	負担緩和 対象団体
県計		128,285	126,768	98.82	24団体
1	北九州市	126,314	127,490	100.93	○
2	福岡市	132,377	131,792	99.56	
3	大牟田市	124,680	118,689	95.19	
4	久留米市	131,483	125,931	95.78	
5	直方市	124,288	117,006	94.14	
6	飯塚市	127,143	115,741	91.03	
7	田川市	133,867	115,535	86.31	
8	柳川市	141,126	140,591	99.62	
9	嘉麻市	125,772	106,900	85.00	
10	朝倉市	142,806	141,616	99.17	
11	八女市	142,225	140,992	99.13	
12	筑後市	135,362	136,753	101.03	○
13	大川市	134,925	132,619	98.29	
14	行橋市	121,820	123,297	101.21	○
15	豊前市	116,341	127,045	109.20	○
16	中間市	113,047	107,701	95.27	
17	小郡市	125,186	131,709	105.21	○
18	筑紫野市	121,347	128,644	106.01	○
19	春日市	126,288	122,235	96.79	
20	大野城市	126,573	125,212	98.92	
21	太宰府市	124,523	128,085	102.86	○
22	那珂川町	126,946	120,138	94.64	
23	宇美町	128,357	120,457	93.85	
24	篠栗町	127,590	121,222	95.01	
25	志免町	132,163	121,917	92.25	
26	須恵町	129,551	123,093	95.02	
27	新宮町	133,802	135,376	101.18	○
28	古賀市	119,457	118,509	99.21	
29	久山町	128,980	152,259	118.05	○
30	粕屋町	140,994	136,107	96.53	

No.	市町村名	H28納付金相当額 (決算ベース) A (円)	H30納付金額 (負担緩和前) B (円)	対28年度伸び率 B/A (%)	負担緩和 対象団体
31	宗像市	122,086	123,599	101.24	○
32	福津市	121,034	128,293	106.00	○
33	芦屋町	118,259	121,275	102.55	○
34	水巻町	114,995	113,605	98.79	
35	岡垣町	109,661	120,884	110.23	○
36	遠賀町	116,905	126,083	107.85	○
37	小竹町	104,548	107,325	102.66	○
38	鞍手町	109,930	111,440	101.37	○
39	宮若市	127,439	112,450	88.24	
40	桂川町	118,296	105,748	89.39	
41	筑前町	121,882	127,534	104.64	○
42	東峰村	114,024	117,261	102.84	○
43	糸島市	127,304	121,633	95.55	
44	うきは市	135,129	125,686	93.01	
45	大刀洗町	123,007	127,586	103.72	○
46	大木町	134,439	143,021	106.38	○
47	広川町	129,543	128,589	99.26	
48	みやま市	136,895	136,002	99.35	
49	香春町	120,020	116,082	96.72	
50	添田町	95,213	92,201	96.84	
51	福智町	120,043	99,810	83.15	
52	糸田町	124,984	95,793	76.64	
53	川崎町	117,705	94,873	80.60	
54	大任町	116,727	105,200	90.12	
55	赤村	117,743	95,869	81.42	
56	荏田町	116,101	121,459	104.61	○
57	みやこ町	112,856	109,772	97.27	
58	築上町	117,202	120,213	102.57	○
59	吉富町	113,554	116,692	102.76	○
60	上毛町	97,203	125,111	128.71	○

※ 県において、国から示された仮係数等を基に、平成30年度の仮算定を行ったもの。
 ※ 今後、国からの確定係数等を基に、本算定を行うため、納付金額は変わる予定。

【負担緩和対象額(計)】

1,161,034,471円

【暫定措置(国費)】

977,553,303円

【県繰入金(県費)】

183,481,168円

3. 平成30年度推計結果 【推計結果:H29.11.22 福岡県提示】

(1) 国民健康保険事業費納付金(推計結果) * 一般被保険者分

納付区分(円)				被保険者数(人) E	一人当たり納付金額(円) D/E
医療分 A	後期高齢者支援金分 B	介護納付金分 C	納付金総額(計) D=A~C		
2,330,392,816	682,824,385	257,504,831	3,270,722,032	28,259	115,741

(2) 保険料必要総額(標準保険料率算定ベース) * 一般被保険者分

賦課区分(円)				標準的な収納率(%) E	調定額(円) D/E
医療分 A	後期高齢者支援金分 B	介護納付金分 C	保険料必要総額(計) D=A~C		
1,566,956,417	583,439,261	217,740,465	2,368,136,143	93.02	2,545,835,458

(3) 本市の現行税率と標準保険料率(推計結果)との比較

区分	算定方式	賦課区分	応能割(%)		応益割(円)	
			所得割	資産割	均等割	平等割
飯塚市税率 (現行) (A)	4方式	医療分	8.80	6.00	23,200	28,500
		支援金分	3.10	4.00	7,800	9,800
		介護分	3.40		16,200	
標準保険料率 (B)	3方式	医療分	6.16		21,625	23,680
		支援金分	2.29		8,010	8,771
		介護分	2.22		10,062	7,386
各市町村の算定方式 による保険料率 (C)	4方式	医療分	6.92	5.04	18,992	22,855
		支援金分	2.59	3.59	6,798	8,372
		介護分	2.75		14,677	

(A)と(B)との比較	(B)-(A)	医療分	▲ 2.64	▲ 6.00	▲ 1,575	▲ 4,820
		支援金分	▲ 0.81	▲ 4.00	210	▲ 1,029
		介護分	▲ 1.18		▲ 6,138	7,386
(A)と(C)との比較	(C)-(A)	医療分	▲ 1.88	▲ 0.96	▲ 4,208	▲ 5,645
		支援金分	▲ 0.51	▲ 0.41	▲ 1,002	▲ 1,428
		介護分	▲ 0.65		▲ 1,523	

【注意】 今回の推計値は、県において、仮の係数に基づき算定されたものであり、本係数への更新等により今後変動する。

4.平成30年度予算ベースでの財政収支(推計)

(単位:円)

区分		現行	標準保険料率		増減	
		4方式①	3方式②	4方式③	②-①	③-①
歳出	国民健康保険事業費納付金	3,331,719,000	3,331,719,000	3,331,719,000	0	0
	保健事業費等(その他の給付費含む)	506,940,000	506,940,000	506,940,000	0	0
	小計	3,838,659,000	3,838,659,000	3,838,659,000	0	0
	保険給付費(その他の給付費除く)	9,390,957,000	9,390,957,000	9,390,957,000	0	0
	計A	13,229,616,000	13,229,616,000	13,229,616,000	0	0
歳入	国民健康保険税 B	2,488,794,000	2,023,260,000	2,093,527,000	▲ 465,534,000	▲ 395,267,000
	公費等	1,861,253,000	1,761,018,000	1,711,512,000	▲ 100,235,000	▲ 149,741,000
	小計	4,350,047,000	3,784,278,000	3,805,039,000	▲ 565,769,000	▲ 545,008,000
	保険給付費等交付金(普通交付金)	9,390,957,000	9,390,957,000	9,390,957,000	0	0
	計C	13,741,004,000	13,175,235,000	13,195,996,000	▲ 565,769,000	▲ 545,008,000
収支 D=C-A		511,388,000	▲ 54,381,000	▲ 33,620,000	▲ 565,769,000	▲ 545,008,000
国民健康保険税の減額 E=B×▲3.05%		75,908,217	61,709,430	63,852,574	▲ 14,198,787	▲ 12,055,644
決算見込額 D-E		435,479,783	▲ 116,090,430	▲ 97,472,574	▲ 551,570,213	▲ 532,952,356

※ 「国民健康保険税の減額E」は、被保険者数減の影響(過去3年間の平均減少率▲3.05%)を見込み推計。



＜標準保険料率で算定した場合、財源不足が生じる＞

【国保税の減少率】

(単位:円、%)

	年度	当初予算額	決算(見込)額	増減	減少率	平均減少率
国民健康保険税の 決算額等推移	H26	2,824,710,000	2,748,058,793	▲ 76,651,207	-2.71%	
	H27	2,690,479,000	2,668,712,505	▲ 21,766,495	-0.81%	*除外
	H28	2,632,673,000	2,571,484,743	▲ 61,188,257	-2.32%	
	H29	2,557,634,000	2,452,543,000	▲ 105,091,000	-4.11%	-3.05%

5.標準保険料率による影響額調べ

(単位:円)

国保記号番号	年税額			影響額		要因
	現行4方式 A	標準3方式 B	標準4方式 C	B-A	C-A	
I	746,200	747,400	744,600	1,200	▲ 1,600	平等割額の増
II	746,200	747,400	744,600	1,200	▲ 1,600	平等割額の増
III	746,200	747,400	744,600	1,200	▲ 1,600	平等割額の増
IV	497,400	498,200	496,300	800	▲ 1,100	平等割額の増
V	746,200	747,400	744,600	1,200	▲ 1,600	平等割額の増
VI	747,900	748,500	746,000	600	▲ 1,900	平等割額の増
VII	782,100	783,000	781,000	900	▲ 1,100	平等割額の増
VIII	746,200	747,400	744,600	1,200	▲ 1,600	平等割額の増

標準保険料率(3方式)の場合、「支援金分の均等割額で210円増」による影響はないが、現行では、介護分は2方式のため、「介護分の平等割額7,386円の増」による影響がある。



＜標準保険料率3方式で算定した場合、負担増となる世帯(8世帯)がある＞

6.平成30・31年度予算ベースでの財政収支(推計)

(単位:円)

年度	区分		算定方式		
			現行4方式	標準3方式	標準4方式
H30	歳出	国民健康保険事業費納付金	3,331,719,000	3,331,719,000	3,331,719,000
		保健事業費等(その他の給付費含む)	506,940,000	506,940,000	506,940,000
		小計	3,838,659,000	3,838,659,000	3,838,659,000
		保険給付費(審査支払手数料・その他の給付費除く)	9,390,957,000	9,390,957,000	9,390,957,000
		計 A	13,229,616,000	13,229,616,000	13,229,616,000
	歳入	国民健康保険税 B	2,488,794,000	2,023,260,000	2,093,527,000
		公費等	1,861,253,000	1,761,018,000	1,711,512,000
		小計	4,350,047,000	3,784,278,000	3,805,039,000
		保険給付費等交付金(普通交付金)	9,390,957,000	9,390,957,000	9,390,957,000
		計 C	13,741,004,000	13,175,235,000	13,195,996,000
	収支 D=C-A		511,388,000	▲ 54,381,000	▲ 33,620,000
国民健康保険税の減額 E=B×▲3.05%		75,908,217	61,709,430	63,852,574	
決算見込額(決算剰余金) F=D-E		435,479,783	▲ 116,090,430	▲ 97,472,574	
H31	歳出	国民健康保険事業費納付金	3,348,377,595	3,348,377,595	3,348,377,595
		保健事業費等(その他の給付費含む)	506,940,000	506,940,000	506,940,000
		小計	3,855,317,595	3,855,317,595	3,855,317,595
		保険給付費(審査支払手数料・その他の給付費除く)	9,437,911,785	9,437,911,785	9,437,911,785
		計 A'	13,293,229,380	13,293,229,380	13,293,229,380
	歳入	国民健康保険税 B'	2,412,885,783	1,961,550,570	2,029,674,427
		公費等	1,861,253,000	1,761,018,000	1,711,512,000
		小計	4,274,138,783	3,722,568,570	3,741,186,427
		保険給付費等交付金(普通交付金)	9,437,911,785	9,437,911,785	9,437,911,785
		計 C'	13,712,050,568	13,160,480,355	13,179,098,212
	収支 D'=C'-A'		418,821,188	▲ 132,749,025	▲ 114,131,169
国民健康保険税の減額 E'=B'×▲3.05%		73,593,016	59,827,292	61,905,070	
決算見込額(決算剰余金) F'=D'-E'		345,228,172	▲ 192,576,317	▲ 176,036,239	
合計(F+F')			780,707,955	▲ 308,666,747	▲ 273,508,812

【H31年度推計の条件】

- ※ 「国民健康保険事業費納付金」は、H30年度納付金の100.5% (H25～29年度一般被保険者給付費の平均伸び率)を見込み推計。
- ※ 「保険事業費等(その他の給付費含む)」は、H30年度と同額を計上。
- ※ 「保険給付費(審査支払手数料・その他の給付費除く)」は、H30年度給付費の100.5%(同上)を見込み推計。
- ※ 「国民健康保険税B'」は、H30年度国民健康保険税Bから国民健康保険税の減額E(▲3.05%)を差し引いた決算見込額を計上。
- ※ 「公費等」は、H30年度と同額を計上。
- ※ 保険給付費等交付金(普通交付金)は、H31年度保険給付費(審査支払手数料・その他の給付費除く)と同額を計上。
- ※ 「国民健康保険税の減額E、E'」は、被保険者数減の影響(過去3年間の平均減少率▲3.05%)を見込み推計。

＜標準保険料率3方式をそのまま採用した場合、2年間で「約3億1,000万円」の財源不足が生じる＞
＜標準保険料率4方式をそのまま採用した場合、2年間で「約2億8,000万円」の財源不足が生じる＞



県が算定した「標準保険料率」を参考に、国保事業費納付金の納付や国民健康保険事業の運営に支障のない税率とする必要がある。

7.標準保険料率を参考に試算した税率(案)・・・「負担増の抑制」と「税率の2年間据置き」が可能な税率(案)を算定

(単位:%、円)

区分	賦課区分	所得割	資産割	均等割	平等割	備考	
現行税率	4方式	医療分	8.80	6.00	23,200	28,500	現行税率(H25年度改正)
		支援金分	3.10	4.00	7,800	9,800	
		介護分	3.40		16,200		
標準保険料率	3方式	医療分	6.16		21,625	23,680	県が算定した標準保険料率
		支援金分	2.29		8,010	8,771	
		介護分	2.22		10,062	7,386	
【案Ⅰ】	3方式	医療分	7.50		21,000	24,000	標準保険料率(3方式)を参考に算定
		支援金分	2.90		8,000	9,000	
		介護分	3.20		8,000	8,000	
【案Ⅱ】	4方式	医療分	7.20	4.00	21,000	24,000	標準保険料率(4方式)を参考に算定
		支援金分	2.90	2.00	7,000	9,000	
		介護分	3.10		15,000		

8.平成30・31年度予算ベースでの財政収支(推計)

(単位:円)

年度	区分	改正税率(案)			
		現行税率	【案Ⅰ】	【案Ⅱ】	
H30	歳出	国民健康保険事業費納付金	3,331,719,000	3,331,719,000	3,331,719,000
		保健事業費等(その他の給付費含む)	506,940,000	506,940,000	506,940,000
		小計	3,838,659,000	3,838,659,000	3,838,659,000
		保険給付費(審査支払手数料・その他の給付費除く)	9,390,957,000	9,390,957,000	9,390,957,000
		計 A	13,229,616,000	13,229,616,000	13,229,616,000
	歳入	国民健康保険税 B	2,488,794,000	2,215,794,000	2,199,812,000
		公費等	1,861,253,000	1,772,777,000	1,760,024,000
		小計	4,350,047,000	3,988,571,000	3,959,836,000
		保険給付費等交付金(普通交付金)	9,390,957,000	9,390,957,000	9,390,957,000
		計 C	13,741,004,000	13,379,528,000	13,350,793,000
収支 D=C-A		511,388,000	149,912,000	121,177,000	
国民健康保険税の減額 E=B×▲3.05%		75,908,217	67,581,717	67,094,266	
決算見込額(決算剰余金) F=D-E		435,479,783	82,330,283	54,082,734	
H31	歳出	国民健康保険事業費納付金	3,348,377,595	3,348,377,595	3,348,377,595
		保健事業費等(その他の給付費含む)	506,940,000	506,940,000	506,940,000
		小計	3,855,317,595	3,855,317,595	3,855,317,595
		保険給付費(審査支払手数料・その他の給付費除く)	9,437,911,785	9,437,911,785	9,437,911,785
		計 A'	13,293,229,380	13,293,229,380	13,293,229,380
	歳入	国民健康保険税 B'	2,412,885,783	2,148,212,283	2,132,717,734
		公費等	1,861,253,000	1,772,777,000	1,760,024,000
		小計	4,274,138,783	3,920,989,283	3,892,741,734
		保険給付費等交付金(普通交付金)	9,437,911,785	9,437,911,785	9,437,911,785
		計 C'	13,712,050,568	13,358,901,068	13,330,653,519
収支 D'=C'-A'		418,821,188	65,671,688	37,424,139	
国民健康保険税の減額 E'=B'×▲3.05%		73,593,016	65,520,475	65,047,891	
決算見込額(決算剰余金) F'=D'-E'		345,228,172	151,213	▲27,623,752	
合計(F+F')		780,707,955	82,481,496	26,458,982	

◆◆案Ⅰ・案Ⅱのいずれの場合でも、2年間の財政運営に支障はない。
◆◆案Ⅰ・案Ⅱのいずれの場合でも、負担増となる世帯(被保険者)はない。

9. 税率改正による影響額比較(全体)

(1) 現行税率(4方式)⇔標準保険料率(3方式)

影響区分	世帯数	金額	世帯数	金額	事由
変更なし	121	0	-	-	両方式とも賦課限度額超
減額	19,214	▲ 500,950,900	118	▲ 12,529,400	賦課限度額超→限度額以下による減
			19,096	▲ 488,421,500	方式変更による減
増額	8	8,300	-	-	介護分のみ限度超過でなく、平等割額増
影響額		▲ 500,942,600			

(3) 現行税率方式⇔標準保険料率(4方式)

影響区分	世帯数	金額	世帯数	金額	事由
変更なし	159	0	-	-	両方式とも賦課限度額超
減額	19,184	▲ 425,259,000	83	▲ 5,761,400	賦課限度額超→限度額以下による減
			19,101	▲ 419,497,600	方式変更による減
増額	なし	0	-	-	
影響額		▲ 425,259,000			

(2) 現行税率方式⇔案Ⅰ(3方式)

影響区分	世帯数	金額	世帯数	金額	事由
変更なし	181	0	-	-	両方式とも賦課限度額超
減額	19,162	▲ 293,582,300	61	▲ 3,246,100	賦課限度額超→限度額以下による減
			19,101	▲ 290,336,200	方式変更による減
増額	なし	0	-	-	
影響額		▲ 293,582,300			

(4) 現行税率方式⇔案Ⅱ(4方式)

影響区分	世帯数	金額	世帯数	金額	事由
変更なし	174	0	-	-	両方式とも賦課限度額超
減額	19,169	▲ 310,796,000	68	▲ 3,580,000	賦課限度額超→限度額以下による減
			19,101	▲ 307,216,000	方式変更による減
増額	なし	0	-	-	
影響額		▲ 310,796,000			



【影響額(2)の内訳】

金額	世帯	減額総額	平均金額	主な事由
0	181	0	-	現行及び案Ⅰともに賦課限度額超過
100~10,000	10,699	42,018,300	3,927	均等割・平等割減額(7割・5割軽減適用世帯が中心)
10,100~100,000	8,402	243,931,400	29,033	均等割・平等割減額(2割軽減適用世帯)、方式変更による減額
100,100~200,000	59	7,173,700	121,588	方式変更による減額
200,100~250,000	2	458,900	229,450	資産割廃止によるもの
計	19,343	293,582,300		

10.モデルケースによる税率改正(案I)の影響額比較

【税率】

現行			改正後		
医療分	所得割	8.8%	医療分	所得割	7.5%
	均等割	23,200円		均等割	21,000円
	平等割	28,500円		平等割	24,000円
後期高齢者 支援金分	所得割	3.1%	後期高齢者 支援金分	所得割	2.9%
	均等割	7,800円		均等割	8,000円
	平等割	9,800円		平等割	9,000円
介護分	所得割	3.4%	介護分	所得割	3.2%
	均等割	16,200円		均等割	8,000円
	平等割	0円		平等割	8,000円

●ケース1(3人世帯、介護分対象者2人 給与収入500万円)

世帯構成	所得
世帯主(46歳)	313万円
妻(42歳)	なし
子(16歳)	なし
国保被保険者	3人
介護被保険者	2人
世帯課税標準	313万円

【軽減判定】 0割

現行		
医療分	所得割	275,440円
	均等割	69,600円
	平等割	28,500円
	計	373,500円
後期高齢者 支援金分	所得割	97,030円
	均等割	23,400円
	平等割	9,800円
	計	130,200円
介護分	所得割	106,420円
	均等割	32,400円
	平等割	0円
	計	138,800円
保険税額		642,500円

改正後		
医療分	所得割	234,750円
	均等割	63,000円
	平等割	24,000円
	計	321,700円
後期高齢者 支援金分	所得割	90,770円
	均等割	24,000円
	平等割	9,000円
	計	123,700円
介護分	所得割	100,160円
	均等割	16,000円
	平等割	8,000円
	計	124,100円
保険税額		569,500円
増減		△ 73,000円

●ケース3(2人世帯、介護分対象者0人 年金収入300万円)

世帯構成	所得
世帯主(71歳)	147万円
妻(68歳)	なし
国保被保険者	2人
介護被保険者	0人
世帯課税標準	147万円

【軽減判定】 0割

現行		
医療分	所得割	129,360円
	均等割	46,400円
	平等割	28,500円
	計	204,200円
後期高齢者 支援金分	所得割	45,570円
	均等割	15,600円
	平等割	9,800円
	計	70,900円
介護分	所得割	0円
	均等割	0円
	平等割	0円
	計	0円
保険税額		275,100円

改正後		
医療分	所得割	110,250円
	均等割	42,000円
	平等割	24,000円
	計	176,200円
後期高齢者 支援金分	所得割	42,630円
	均等割	16,000円
	平等割	9,000円
	計	67,600円
介護分	所得割	0円
	均等割	0円
	平等割	0円
	計	0円
保険税額		243,800円
増減		△ 31,300円

●ケース2(1人世帯、介護分対象者1人 給与収入200万円)

世帯構成	所得
世帯主(43歳)	89万円
妻	なし
子	なし
国保被保険者	1人
介護被保険者	1人
世帯課税標準	89万円

【軽減判定】 0割

現行		
医療分	所得割	78,320円
	均等割	23,200円
	平等割	28,500円
	計	130,000円
後期高齢者 支援金分	所得割	27,590円
	均等割	7,800円
	平等割	9,800円
	計	45,100円
介護分	所得割	30,260円
	均等割	16,200円
	平等割	0円
	計	46,400円
保険税額		221,500円

改正後		
医療分	所得割	66,750円
	均等割	21,000円
	平等割	24,000円
	計	111,700円
後期高齢者 支援金分	所得割	25,810円
	均等割	8,000円
	平等割	9,000円
	計	42,800円
介護分	所得割	28,480円
	均等割	8,000円
	平等割	8,000円
	計	44,400円
保険税額		198,900円
増減		△ 22,600円

●ケース4(2人世帯、介護分対象者1人 年金収入200万円 5割軽減)

世帯構成	所得
世帯主(71歳)	47万円
妻(64歳)	なし
国保被保険者	2人
介護被保険者	1人
世帯課税標準	47万円

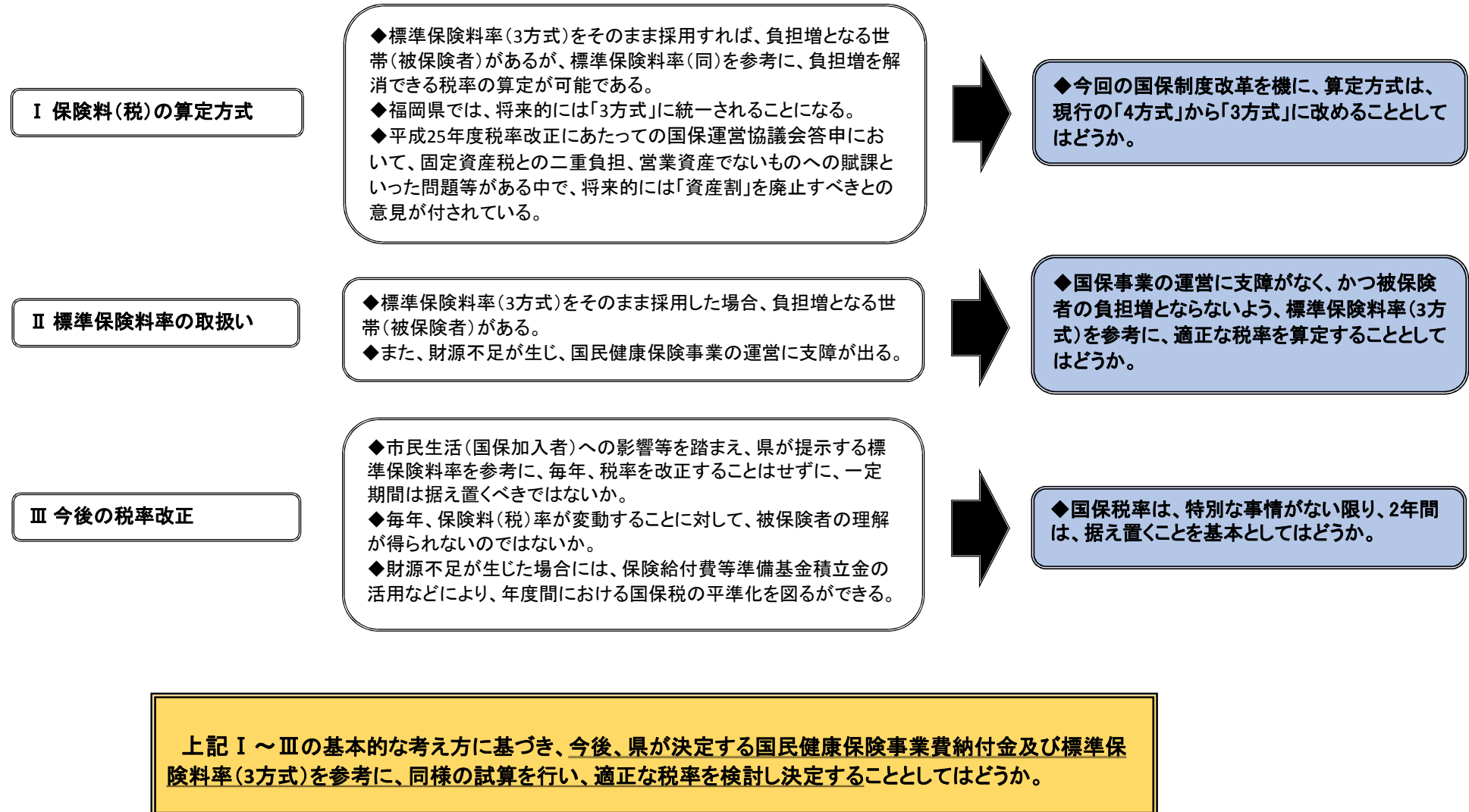
【軽減判定】 5割

現行		
医療分	所得割	41,360円
	均等割	23,200円
	平等割	14,250円
	計	78,800円
後期高齢者 支援金分	所得割	14,570円
	均等割	7,800円
	平等割	4,900円
	計	27,200円
介護分	所得割	0円
	均等割	8,100円
	平等割	0円
	計	8,100円
保険税額		114,100円

改正後		
医療分	所得割	35,250円
	均等割	21,000円
	平等割	12,000円
	計	68,200円
後期高齢者 支援金分	所得割	13,630円
	均等割	8,000円
	平等割	4,500円
	計	26,100円
介護分	所得割	0円
	均等割	4,000円
	平等割	4,000円
	計	8,000円
保険税額		102,300円
増減		△ 11,800円

※資産割が賦課されていない世帯で影響額を試算。
※便宜上、所得は課税標準額及び軽減判定所得とみなして税額を計算。

11. 国保税率改正に係る検討課題の整理



飯塚市国民健康保険運営協議会

資料 2

【国民健康保険税率の改正等について】

(答申案)

飯塚市市民環境部医療保険課

平成29年12月12日

(案)

29 飯環医第●●●号

平成●年●月●日

飯塚市長 片 峯 誠 様

飯塚市国民健康保険運営協議会

会長 江 口 徹

答 申 書

平成 29 年 8 月 3 日付、29 飯環医第 681 号で諮問のあった国民健康保険税率の改正等に関することについて、下記のとおり答申します。

記

1 審議の結果

国民健康保険税率については、次のとおり改正することが適当であると判断します。

(1) 国民健康保険税率について

国民健康保険税の算定（賦課）方式については、現行の「4方式（所得割・資産割・均等割・平等割）」から「3方式（所得割・均等割・平等割）」に改めるとともに、県が算定する標準保険料率（3方式）を参考に、国民健康保険事業費納付金の納付や国民健康保険事業の運営に支障のない税率とすること。また、国民健康保険税率は、特別な事情がない限り、2年間は据え置くことを基本とすること。

なお、算定（賦課）方式の変更にあたっては、被保険者の負担増を招くことのないよう十分配慮すること。

(2) 施行期日について

施行期日は、平成30年4月1日とすること。

2 審議の経過

本協議会は平成 29 年 8 月 3 日を初回とし、全 4 回の会議を開催し、慎重に審議しました。その概要は次のとおりです。

(1) 協議会の開催状況

回	開催月日	開催場所	審議の内容
1	8 月 3 日	飯塚市役所	(1) 国民健康保険の現状について (2) 国民健康保険制度改革の概要について (3) 今後のスケジュールについて
2	10 月 19 日	飯塚市役所	(1) 国民健康保険事業費納付金の試算結果について (2) 福岡県国民健康保険運営方針（答申案）等について (3) 国民健康保険税率改正に係る検討課題について (4) 今後のスケジュールについて
3	12 月 12 日	飯塚市役所	(1) 平成 30 年度推計結果及び税率の試算等について

			(2) 国民健康保険税率改正に係る検討課題の整理について (3) 国民健康保険税率の改正等について（答申案）
4	12月●日	飯塚市役所	(1) 国民健康保険税率の改正等について（答申案）

(2) 答申にあたっての付帯意見

① 税率改正に至る経緯について

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）に基づく国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の改正により、平成 30 年度から、都道府県が、市町村とともに、国民健康保険を運営していくこととなります。

国保の運営に係る都道府県と市町村それぞれの役割として、都道府県は、財政運営の責任主体として、市町村ごとの国保事業費納付金の決定や標準保険料率の算定・公表、国保運営方針に基づく事務の効率化、標準化、広域化の推進、給付に必要な費用を全額、市町村に対して支払うこととなります。

また、市町村においては、都道府県が決定した国民健康保険事業費納付金や標準保険料率等を

参考に保険料（税）率を決定し、保険料の賦課・徴収をはじめ、被保険者証等の発行や保険給付の決定、保健事業などを実施することになります。

このような新制度への移行に向けて、国保税率の改正等について、各種資料等を参考に慎重に審議を重ねてきたものです。

② 平成 30 年度国保事業費納付金等の確定通知前の答申について

都道府県においては、新制度への移行に向けて、本年 12 月下旬から国が提示する確定係数を基に、市町村ごとの国民健康保険事業費納付金の額や標準保険料率を算定し、30 年 1 月初旬に市町村に通知することになっています。

また、各市町村では、これを参考にして、限られた時間の中で実際の保険料（税）率を確定させ、30 年度当初予算に反映させるという非常に厳しい作業スケジュールとなっています。

このようなことから、国は「年明け早々に国保運営協議会の開催が困難と見込まれる場合には、10 月中旬以降、県が提示する平成 30 年度の推計結果をもとに、国保運営協議会で十分に審議していただき、後日、確定係数に置き換える旨の了承とともに、基本的な考え方について、年内に

答申を得るといった方法も考えられる」と示しています。

当協議会では、このような国の見解を踏まえ、平成 30 年度予算編成に係る作業スケジュール等を勘案し、税率改正にあたっての基本的な考え方等について、意見を取りまとめたものです。

③ 税率改正に係る基本的な考え方について

まず 1 点目として、国保税の算定（賦課）方式については、現行では「4 方式（所得割・資産割・均等割・平等割）」を採用していますが、平成 24 年度の国保運営協議会答申において、資産割については、固定資産税との二重の負担であるとの指摘や営業資産でないものに課税する等の課題があり、将来的には廃止すべきであるとして、平成 25 年度の税率改正において、資産割の割合を 5%削減しております。

また、福岡県では、中長期的に保険料の均一化を図ることとされ、市町村標準保険料率の算定方式は「3 方式」とされており、将来的には「3 方式」に統一されること等を踏まえ、今回の税率改正において「3 方式」に改めることが適当であると判断したものです。

なお、算定（賦課）方式の変更にあたり、今回、県が提示した標準保険料率（3 方式）を参考に

した税率案で試算した結果、負担増となる世帯（被保険者）はないことを確認していますが、今後、県の確定通知を受けての税率決定にあたっては、負担増を招くことのないよう慎重な検討が必要です。

2点目として、各市町村の保険料（税）率は、都道府県が算定する標準保険料率を参考に決定することになりますが、標準保険料率をそのまま採用した場合、国民健康保険事業費納付金の納付や国民健康保険事業を運営する上で、必要な財源を確保できない場合があること等を踏まえ、県が提示する標準保険料率（3方式）を参考に、当該納付金の納付や国民健康保険事業の運営に支障のない適正な税率とする必要があります。

なお、少子高齢化や平成28年10月からの短時間労働者への被用者保険の適用拡大等の影響により、被保険者数が減少傾向にあり、年々税収は減少することが予想されます。加えて、被保険者の高齢化や医療技術の高度化等により、医療費は増高していくことが考えられ、このようなことが、今後の国保税率にも大きな影響を与えるということを十分認識しておく必要があります。

3点目として、都道府県は、都道府県全体の保険給付費や国費、県費等の公費等を見込み、市町村ごとの国保事業費納付金の額や標準保険料率を毎年算定することになっていますが、これを参

考に毎年国保税率を改正することになれば、市民生活（国保加入者）への影響や、毎年、保険料（税）率の変動することに対する被保険者の理解が得られにくいこと等を踏まえ、特別な事情がない限り、2年間は据え置くことが適当であると判断したものです。

仮に、予期せぬ国保税の収納不足や保険給付費の増高等により、国民健康保険事業費納付金や標準保険料率が引き上げられた場合には、保険給付費等準備基金積立金を活用するなどして、年度間における国保税の平準化を図る必要があります。

また、特に新制度が定着し安定化するまでは、その施行状況に十分留意しながら、国民健康保険事業の運営状況等について検証を行っていく必要があります。

④ 財政健全化に向けた取組について

今後は、可能な限り被保険者の負担を緩和するため、税負担の公平性の観点から、引き続き口座振替の推進や徴収体制の強化等により、より一層収納率の向上に努めていく必要があります。

併せて、国民健康保険における医療費は、被保険者の高齢化や医療技術の高度化、高額薬剤の相次ぐ保険適用等の影響を受け、年々増加する傾向にあり、いかに医療費の適正化を図っていく

かが大きな課題となっています。

このようなことから、特定健康診査・特定保健指導をはじめ、高額な医療費が必要となる糖尿病性腎症等の重症化予防対策、ジェネリック医薬品の普及啓発、第三者行為求償事務等の医療費適正化対策に、より一層積極的に取り組むとともに、これらの取り組みの成果に対して交付される国の交付金等の歳入増に努めるなどして、国民健康保険事業及び財政の健全な運営に尽力されるよう強く要望します。

3 飯塚市国民健康保険運営協議会委員

会 長	江 口 徹
副会長	渡 辺 康 臣
委 員	中 村 敏 勝
委 員	右 橋 政 博
委 員	藤 井 節 子
委 員	竹 下 茂 木
委 員	松 浦 尚 志
委 員	西 園 久 徳
委 員	田 中 敏 治
委 員	高 山 幸 蔵
委 員	勝 田 靖
委 員	吉 野 美智子
委 員	藤 田 俊 之